明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（安全管理規程の届出）

第二条の四　法第十四条第一項の規定により安全管理規程の設定の届出をしようとする者は、貨物の運送を開始する日（貨物の運送を開始した後、その事業用自動車の数が前条で定める数以上になる場合にあっては、その日）までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程設定届出書を提出しなければならない。

一・二　（略）

2　（略）

3　法第十四条第一項の規定により安全管理規程の変更の届出をしようとする者は、変更後の安全管理規程の実施の日までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程変更届出書を提出しなければならない。

一～四　（略）

4　（略）

（安全管理規程の基準）

第二条の五　法第十四条第二項（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する次に掲げる事項が含まれていること。

イ～ハ　（略）

二　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項が含まれていること。

イ～ハ　（略）

三　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項が含まれていること。

イ～ト　（略）

四　安全統括管理者の選任及び解任に関する事項が含まれていること。

（安全統括管理者の要件）

第二条の六　法第十四条第二項第四号（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める要件は、次に掲げる者のいずれかに該当し、かつ、法第十四条第七項（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこととする。

一・二　（略）

（安全統括管理者の選任及び解任の届出）

第二条の七　一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者（以下「一般貨物自動車運送事業者等」という。）は、法第十四条第五項（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者選任（解任）届出書を提出しなければならない。

一～四　（略）

2　（略）

（一般貨物自動車運送事業者等による輸送の安全にかかわる情報の公表）

第二条の八　（略）

2　一般貨物自動車運送事業者等は、法第二十二条（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条又は第三十三条（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（安全管理規程の届出）

第二条の四　法第十六条第一項の規定により安全管理規程の設定の届出をしようとする者は、貨物の運送を開始する日（事業計画の変更により前条に規定する規模以上となる者にあっては、当該計画の実施予定日）までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程設定届出書を提出しなければならない。

一・二　（略）

2　（略）

3　法第十六条第一項の規定により安全管理規程の変更の届出をしようとする者は、変更後の安全管理規程の実施の日までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程変更届出書を提出しなければならない。

一～四　（略）

4　（略）

（安全管理規程の内容）

第二条の五　法第十六条第二項（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める安全管理規程の内容は、次のとおりとする。

一　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

二　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

三　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

イ～ト　（略）

四　安全統括管理者の選任及び解任に関する事項

（安全統括管理者の要件）

第二条の六　法第十六条第二項第四号（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める要件は、次に掲げる者のいずれかに該当し、かつ、法第十六条第七項（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこととする。

一・二　（略）

（安全統括管理者の選任及び解任の届出）

第二条の七　一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者（以下「一般貨物自動車運送事業者等」という。）は、法第十六条第五項（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者選任（解任）届出書を提出しなければならない。

一～四　（略）

2　（略）

（一般貨物自動車運送事業者等による輸送の安全にかかわる情報の公表）

第二条の八　（略）

2　一般貨物自動車運送事業者等は、法第二十三条（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）、第二十六条又は第三十三条（法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。